

被災された皆さまへ

この度の西日本豪雨により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

当金庫は、災害を受けられた皆さまのお役に立てるよう、また、一日でも早く皆さまが不安のない生活に戻れますよう、役職員一同あらゆるご相談にも対応させていただきます。

当金庫におきましても真備支店と川辺支店が被災を受け、止むを得ず臨時休業することになり、皆さまには多大なご迷惑をおかけしていますことをお詫び申し上げます。真備支店と川辺支店が休業の間は、本店営業部（総社市役所前）におきまして、被災された皆さまへの専用相談窓口を設置しております。また、全営業店にも専用相談窓口を設置しておりますのでお気軽にご利用いただければ幸いに存じます。

このほか、ご来店が困難な方には担当者が訪問させていただくなど、さまざまな相談体制を執っていますので、どのようなことでもお申し付け下さい。

また、相談窓口においては、飲料水やタオルもご用意していますので、必要な方はお申し付け下さい。

当金庫は、地域金融機関の使命として、復興支援を続け、皆さまへのサポートを第一に取り組む所存でございます。

酷暑が続く中、健康には十分留意され、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

平成30年7月

吉備信用金庫
理事長 清水 宏之

1. 預金取引のある皆さまへ

預金の通帳・証書・印章等を紛失された方は、預金者本人であることを確認させていただいたうえでお支払いいたしますので、お気軽にご相談ください。

- (1) 預金の通帳・証書、キャッシュカード、届出の印鑑を紛失された方は、20万円を上限として、払い戻しさせていただきます。
- (2) 定期預金等の期限前でも払い戻しさせていただきます。
- (3) 汚れた紙幣、硬貨の両替等は、窓口でお引換えさせていただきます。
- (4) 支払期日が経過した手形については取立ができるよう関係金融機関と適宜話し合いのうえ調整をいたします。

2. 融資取引のある皆さまへ

- (1) 事業者さまの災害の復旧や応急資金等のご融資及び現在お借入の返済条件の変更など、何でもご相談ください。
- (2) 住宅改修などのご融資及び現在お借入の住宅ローンの返済条件の変更など、何でもご相談ください。
- (3) 別紙のとおり「災害復旧特別融資」の取扱いを開始しましたので、事業者・個人の方はお気軽にご相談ください。
- (4) 災害救助法が適用された地域内（総社市、倉敷市、岡山市等）で災害に遭われた個人の皆さまには、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく債務整理の適用が可能となりました。詳細は別紙パンフレットをご確認のうえ、当金庫相談窓口にお問い合わせ下さい。

3. 相談窓口設置のご案内について

当金庫は、皆様のご相談に適切に対応するため、本部及び全ての営業店に「災害相談窓口」を設置しましたので、お気軽にご相談ください。

(お問合せ窓口)

最寄の店舗 本店営業部(総社市中央二丁目1番1号)

0866-92-2136

本部(お客様相談室)フリーダイヤル0120-68-1291



平成30年7月25日
吉備信用金庫

大雨災害に対する対応について

このたびの大雨にかかる災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。当庫では、大雨災害により被災された方々に対し、一日も早い事業の復旧を資金面で支援させていただくため、下記の通り一部商品を改定し、お取扱いすることといたしましたので、お知らせします。

■『きびしん災害復旧特別融資【支援】』

・お取扱い期間 平成30年7月25日（水）～平成30年12月28日（金）

商品概要

項目	内容							
融資対象者	中小事業者（個人事業主を含む）							
資金用途	災害復旧に要する運転・設備資金							
融資期間	運転資金：1年以上7年以内（最長1年間の据置可能） 設備資金：1年以上10年以内（最長1年間の据置可能）							
融資金額	5千万円以内（直接的・間接的な被災額の範囲内）							
融資利率	【変動金利】 <table border="1"><tr><td>信用保証協会保証付</td><td>年0.50%以上</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>有担保</td><td>年0.70%以上</td></tr><tr><td>無担保</td><td>年0.90%以上</td></tr></table> <p>※信用保証協会保証付の場合は、別途保証料が必要となります。</p>	信用保証協会保証付	年0.50%以上	上記以外	有担保	年0.70%以上	無担保	年0.90%以上
信用保証協会保証付	年0.50%以上							
上記以外	有担保	年0.70%以上						
	無担保	年0.90%以上						
担保	信用保証協会保証付または有担保、無担保							
その他の条件	詳細は当庫窓口でお問い合わせください							

■相談窓口設置のご案内

当金庫の本部および全ての営業店に「災害相談窓口」を設置しましたので、ご遠慮なくご相談ください。

（お問合せ窓口）

本部（お客様相談室） 0120-68-1291

受付時間 平日 9:00～17:00

心のふれあい 大切に…

吉備信用金庫

「きびしん災害復旧ローン」について

このたびの大雨にかかる災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。当庫では、大雨災害により被災された方々に対し、一日も早い復旧を支援させていただくため、下記の通り災害復旧ローンの取扱い内容を一部変更することといたしましたので、お知らせします。

■ 『きびしん災害復旧ローン』

・ お取扱い変更日 平成30年7月30日（月）

商品概要

項目	内容
融資対象者	災害により被害を受けた方（個人の方）
資金用途	被災からの生活再建にかかる次の資金 ① 住宅の補修・修繕費用 ② 自動車の修理・買換費用 ③ 家具・家電等の修理・買換費用 ④ 申込人が自信用金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金（借換に伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※①から③のいずれかと合わせたお申込みに限ります。
融資期間	1年以上10年以内
融資金額	500万円以内
融資利率	【固定金利】 1.35%（保証料込）
担保	しんきん保証基金の保証付
お取扱い期間	平成30年12月28日お申込み分まで
その他の条件	詳細は当庫窓口でお尋ねください

■ 相談窓口設置のご案内

当金庫の本部および全ての営業店に「災害相談窓口」を設置しましたので、ご遠慮なくご相談ください。

（お問合せ窓口）

営業店

全営業店

本部（お客様相談室）フリーダイヤル

0120-68-1291

以上

きびしん災害復旧住宅ローンの取扱いについて

このたびの大雨にかかる災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。当庫では、大雨災害により被災された方々に対し、一日も早い復旧を支援させていただくため、下記の通り取扱いすることといたしましたので、お知らせします。

■ 『きびしん災害復旧住宅ローン』

・ お取扱い開始日 平成30年8月1日（水）

商品概要

項目	内容
融資対象者	「平成30年7月豪雨」により被災されたお客様（個人の方）
資金用途	災害復旧にかかる住宅関連資金 ① 住宅取得資金 ② リフォーム資金等 ※お借入中の住宅ローンの借換え資金を含めることができます。
融資期間	1年以上35年以内（最長3年間の元金据置が可能です。）
融資金額	10,000万円以内
融資利率	①当初3年間：年0.45%（保証料別） 3年経過後は店頭表示金利より年1.7%引下げします。 ②当初5年間：年0.65%（保証料別） 5年経過後は店頭表示金利より年1.5%引下げします。
保証	一般社団法人しんきん保証基金または全国保証株式会社の保証付
担保	原則としてご自宅に抵当権を設定いたします。
事務手数料	無料
書類	罹災証明書または被災証明書
その他の条件	詳細は当庫窓口でお尋ねください

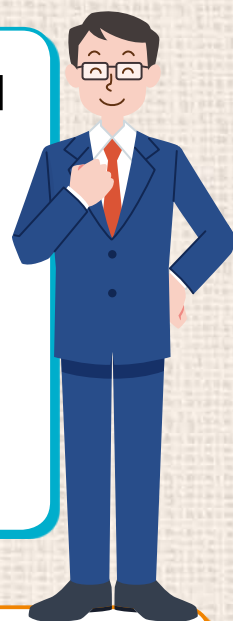
以上

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)で被災された皆さまへ

平成30年7月豪雨(西日本豪雨) の影響で、 住宅ローンなどの返済に お困りではありませんか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
により

住宅ローンなどの 免除・減額を 申し出ることができます。



メリット1

手続支援を無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による
手続支援を無料で受けられます。

特定調停の申立ての手数料も法令上の手当により無
料となっています。

対象者：平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適
用された市町村に住所、居所、営業所又
は事務所を有していた方

適用期間：2018年6月28日から2021年5月31日ま
での間に、裁判所に民事調停の申立をする
場合

メリット2

義援金等に加え 財産の一部を 手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活
状況などの個別事情により異なります。

メリット3

個人信用情報として 登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報と
して登録されないため、新たな借入れ
に影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

(注) 債務の免除等には、一定の要件(債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断)を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください

手続の流れ

① 手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます（受付窓口は当該金融機関へ確認してください）。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産（預金など）の状況などをお聞きします。



(注) お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。

② 専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

(注) 「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。



③ 債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します（書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます）。

債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。



④ 「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（「調停条項案」）を作成します。



⑤ 「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を經由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します（金融機関等は1カ月以内に同意するか否か回答します）。



⑥ 特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます。



⑦ 調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

